

# 中野区 移動支援事業 ガイドライン

令和8年4月1日版

中野区健康福祉部障害福祉課

中野区移動支援  
ホームページ



# 目次

1	移動支援	P2
	(1) 事業概要	P2
	(2) 対象者	P2
	(3) 利用までの流れ	P2
	(4) 移動支援の対象範囲	P3
	• 対象となる外出	P3
	• 対象とならない外出	P4
	• その他の取扱い	P4
	(5) 1か月あたりの支給量	P5
	(6) 利用者負担額	P5
2	通学等支援	P6
	(1) 事業概要	P6
	(2) 対象者	P6
	(3) 対象範囲	P7
	(4) 1か月あたりのサービス支給量	P7
	(5) 利用者負担額	P7
3	Q&A	P8
	I サービスの基本的な取扱いに関するQ&A	P9
	II 算定対象となる行為・支援内容に関するQ&A	P9
	III 交通手段・移動方法に関するQ&A	P10
	IV 支給量・人員体制・利用制限に関するQ&A	P11
	V 特例的な取扱いに関するQ&A	P11
4	問合せ先	P12

# 1 移動支援

## (1) 事業概要

外出が困難な障害者等に対し、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のため、外出時にガイドヘルパーを派遣し、必要な移動介助および外出に伴い必要となる介護を提供します。

この事業は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく地域生活支援事業として実施しており、市区町村ごとに地域の実情に応じた運用が行われています。

## (2) 対象者

以下のいずれかに該当し、屋外での移動に著しい制限のあり、外出時に支援が必要な方

①身体障害者	身体障害者手帳の交付を受けているもの。
②知的障害者	愛の手帳（療育手帳）の交付を受けているもの。
③精神障害者	精神障害者手帳の交付を受けているもの、または診断書等によりこれと同程度の障害があると認められるもの。
④難病患者等	東京都難病医療費助成を受給しているもの、または診断書等によりこれと同程度と認められるもの。
⑤障害児	①～④に該当する障害のある児童、または他サービスの受給者証や診断書等によりこれと同程度と認められるもの。

## (3) 利用までの流れ

### 1 相談・申請

すこやか障害者相談支援事業所または障害福祉課障害者支援係にご相談のうえ、申請書の記入と必要書類の提出を行います。

※精神障害・難病を理由に利用される方はすこやかのみ受付となります。

### 2 支給決定

障害の状況に応じて、身体介護の有無・支給時間を区が決定し、受給者証を送付します。

※審査の結果不支給となる場合があります。

### 3 事業者選定

中野区と契約している事業者の中から事業者を選び、移動支援サービスの契約を結びます。

※事業者一覧は区ホームページに掲載しています。

### 4 利用開始

受給者証を事業者に必ず提示して、サービスの利用を開始します。利用日時や経路は事前に事業者と相談してください。

#### (4) 移動支援の対象範囲

原則、居宅を出発して居宅へ戻る間の移動を対象としており、一日の範囲で完結する外出が対象です。

外出の具体例については、以下の【対象となる外出】【対象とならない外出】【その他の取り扱い】をご確認ください。

##### 【対象となる外出】

区分	内容	具体例
社会生活上必要不可欠な外出	手続きなど	<ul style="list-style-type: none"><li>区役所、すこやか福祉センター</li><li>学校や施設の見学・手続き</li><li>裁判所・議会の傍聴</li><li>選挙（投票）</li><li>金融機関（銀行等）の利用</li></ul>
	冠婚葬祭	<ul style="list-style-type: none"><li>結婚式、葬式、墓参りなど</li></ul>
余暇活動等社会参加	文化・学び	<ul style="list-style-type: none"><li>映画</li><li>美術館・コンサート</li><li>図書館</li><li>講演会、教養講座、習い事</li></ul>
	地域・コミュニティ活動	<ul style="list-style-type: none"><li>自治体、子ども会行事</li><li>地域の祭り</li></ul>
	健康・日常生活	<ul style="list-style-type: none"><li>散歩</li><li>プール・体育館での運動</li><li>理美容院</li><li>外食</li><li>レジャー</li></ul>

※宿泊を伴う外出についても対象にはなりますが、利用できるのは1日8時間までです。宿泊先での介護のような、外出に伴う準備に当たらないものについては対象外です。

※習い事や水泳教室などで、見守りが不要な待機時間については対象外です。

## 【対象とならない外出】

区分	内容	具体例
① 経済活動	収入を得る目的の外出	・通勤 ・営業活動
② 長期・通年の外出	3か月以上または通年的に継続する外出	・障害者施設等への通所 ・医療機関への定期通院 ・学校等への通学
③ 宗教活動	宗教的な活動を目的とした外出	・布教活動 ・勧誘活動
④ 政治活動	政治活動を目的とした外出	・選挙活動の手伝い ・政党の勧誘
⑤ 公共良俗に反する外出	社会通念上、移動支援の目的に適さない場所への外出	・ギャンブル等 ・風俗営業に該当する施設

## 【その他の取り扱い】

### 1. 通学・通所・通勤に関する特例

通学・通所・通勤については、原則対象外とします。ただし、訓練期間に限り、原則1か月・最長3か月まで移動支援を利用できます。

※小・中・高等学校等の通学については、「通学等支援」でご利用いただけます（6p参照）。

### 2. 通院に関する特例

発熱・歯科受診などの緊急の通院については、支給量の範囲内で利用できます。

### 3. 通所支援に関する特例

#### 一時的な支援

介護者の疾病等により一時的（3か月程度）に通所支援が必要となる場合は、月5日・15時間を限度として利用できます。

※通所支援：生活介護・就労継続支援B型・短期入所・緊急一時保護・日中一時支援等への通所

#### 更に必要な場合

通所（生活介護・就労継続支援B型など）・短期入所

介護者の疾病・就労等により送迎が困難な場合には、個別事情を聞き取ったうえで支給判定会にて審査し、支給決定を受けた場合に限り、移動支援を利用できます。

緊急一時保護・日中一時支援

介護者の疾病・就労等により送迎が困難な場合に移動支援を利用できます。

ただし、サービス利用中に移動支援を利用することはできません。

## 4. 障害者施設入所中の利用

障害者施設入所中の方は、外泊中や一時帰宅中であっても、原則として移動支援を利用することはできません。ただし、個別の事情を考慮し、特に必要と認められる場合には、例外的に支給決定することがあります。※月10時間を目安としています。

### (5) 1か月あたりの支給量

1か月あたりの支給時間上限は以下のとおりです。  
なお、移動支援は**30分単位**でご利用いただけます。

区分	支給量
身体障害者	40時間以内/月 ※グループホーム入居者は20時間以内/月
知的障害者	
精神障害者	
障害児	小学生 15時間以内/月 中・高校生 20時間以内/月 ※但し通学等支援は除く
難病患者	40時間以内/月

※受給者証の有効期限は発効日から直後に到来する7月31日までとします。

※支給量を超える場合については、支給判定会において支給内容について審査し支給決定します。

### (6) 利用者負担額

下記の表のとおり本人の所得区分に応じて、区分A,B,Cの利用者負担額を設定しています。  
区分は受給者証に記載されておりますので、サービス実施前に必ずご確認ください。

区分	所得区分（住民税の所得割）	利用者負担額
A	非課税・所得割課税額が33,000円未満	無料
B	所得割課税額が33,000円以上235,000円未満	15時間まで無料 15時間～ 30分あたり40円
C	所得割課税額が235,000円以上	15時間まで無料 15時間～ 30分あたり80円

※通学等支援には利用者負担額はありません。

## 2 通学等支援

### (1) 事業概要

---

保護者や家族の就労・病気等により、単独での通学が困難な障害児に対し、登下校時にガイドヘルパーを派遣し、目的地までの送迎を行うとともに通学時の安全を確保します。

### (2) 対象者

---

以下のすべてに該当する方が対象になります。

#### ① 障害のある児童・生徒であること

中野区に居住地を有していて、次のいずれかに該当し、単独での通学が困難な方

- ・身体・知的・精神の障害者手帳を所持している
- ・上記に準ずる障害があり、他サービス受給者証や医師の診断書等により支給が必要と判断される

#### ② 保護者が通学介助を行えない事情があること

同居する保護者が、次のいずれかに該当し、登下校時の送迎が困難な場合

- ・就労により送迎ができない（就労が確認できる書類の提出が必要）※区 HP に様式がございます。
- ・疾病・出産等により送迎ができない（診断書等の提出が必要）
- ・その他、やむを得ない事情により送迎が困難

#### ③ 対象となる学校・施設に通学していること

次のいずれかに通学している方

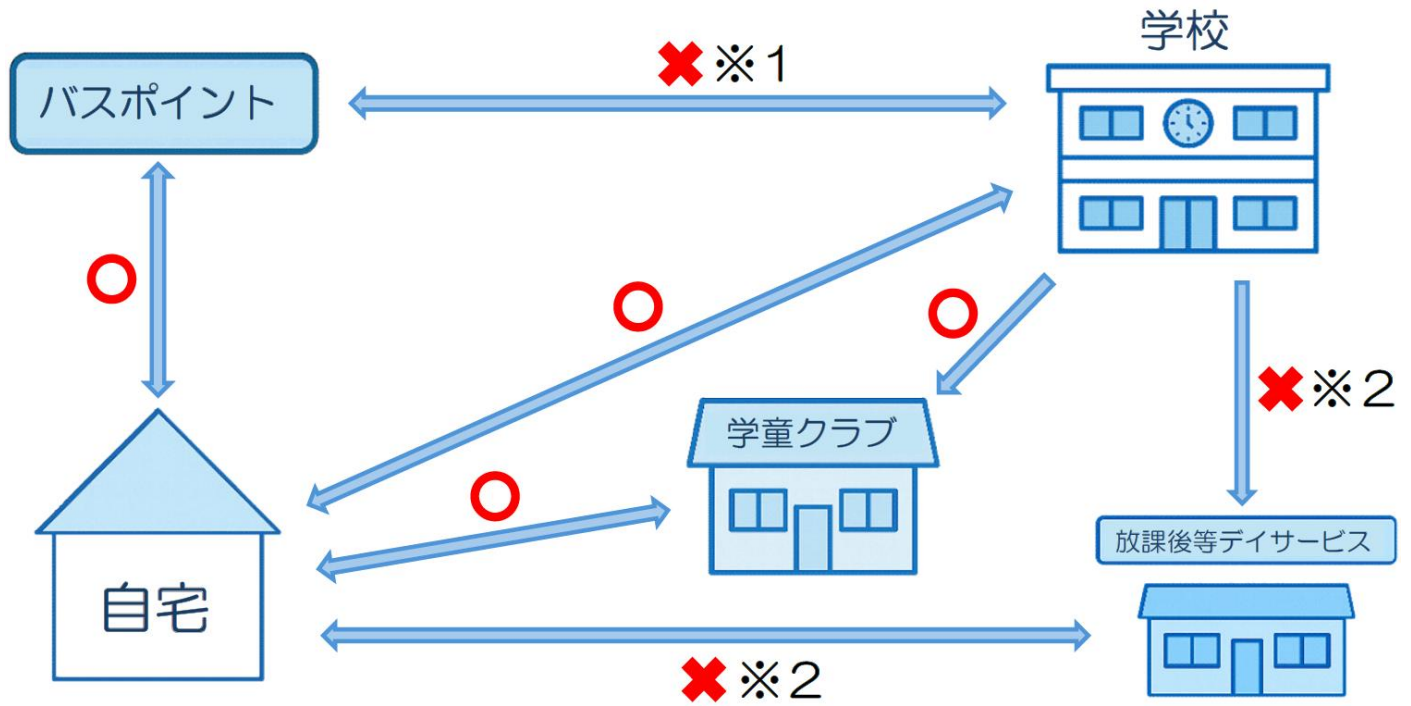
- ・学校教育法第1条に規定する、小学校・中学校・高等学校・特別支援学校  
※小・中学校（特別支援学校は除く）は区内に限ります。
- ・区立または民間の学童クラブ  
※民間の学童クラブは、区から補助を受け、法に基づき学童クラブと指定されているものに限ります。

### (3) 対象範囲

通学等支援は、**自宅を起点として**、学校（プールを含む）・学童クラブ・特別支援学校のバスポイント間の移動を原則として対象とします。

利用の開始場所および終了場所は、家族による引き渡し・引き受けが確実にできる自宅とすることを基本としています。

対象となる移動経路の例は、下図をご確認ください。



※1 学校の送迎バス内は対象外ですが、医療的ケアが必要で、特別支援学校のスクールバスに看護師が乗車できない場合は、ガイドヘルパーの通学バス同乗を認めることがあります。利用には個別の条件がありますので、詳細についてはご相談ください。

※2 放課後等デイサービス等の障害児通所支援施設への送迎については、事業所の送迎体制や介護者の疾病・就労等の事情を確認し、支給判定会で必要と判断された場合は対象となります。

### (4) 1か月あたりのサービス支給量

通学等に必要となる時間数を総合的に判断したうえで支給量を決定します。上限時間数は設けておらず、30分単位でご利用いただけます。

※保護者の就労状況などが変わった場合は、支給量を再度決定します。

※受給者証の有効期限は、原則発効日から直後に到来する7月31日までです。

### (5) 利用者負担額

通学等支援の利用者負担はありません。

## 目次

### I サービスの基本的な取扱いに関する Q&A

- Q1 開始・終了場所は自宅以外でも設定できますか . . . . . P9
- Q2 1 回あたりのサービス提供時間に制限はありますか . . . . . P9
- Q3 家族送迎+目的地のみ支援は可能ですか . . . . . P9
- Q4 移動支援事業所を目的地にできますか . . . . . P9
- Q5 手帳記載と異なる理由（骨折・加齢など）で利用できますか . . . . . P9

### II 算定対象となる行為・支援内容に関する Q&A

- Q6 映画館や美容院での待ち時間は算定できますか . . . . . P9
- Q7 学校行事（遠足・社会見学等）で利用できますか . . . . . P9
- Q8 入浴介助は算定対象になりますか . . . . . P10
- Q9 プール内での介助は算定対象になりますか . . . . . P10
- Q10 外出準備後に体調不良で外出できなかった場合は算定できますか P10
- Q11 事業所が企画する行事（旅行・遠足など）で利用できますか . . . P10

### III 交通手段・移動方法に関する Q&A

- Q12 タクシーや公共交通機関を利用できますか . . . . . P10
- Q13 ヘルパー自身が運転する車での移動は算定できますか . . . . . P10
- Q14 ヘルパー派遣時の交通費は利用者が負担します . . . . . P10

### IV 支給量・人員体制・利用制限に関する Q&A

- Q15 複数の事業所を併用する場合、上限時間の管理はどうしますか . P11
- Q16 2 人介助は可能ですか . . . . . P11
- Q17 年齢による利用制限はありますか . . . . . P11

### V 特例的な取扱いに関する Q&A

- Q18 予防接種（インフルエンザ等）は移動支援の対象です . . . . . P11
- Q19 病院内での介助は移動支援の対象となります . . . . . P11

## I サービスの基本的な取扱いに関するQ&A

**Q1：移動支援の開始・終了場所は、自宅以外でも設定できますか。**

A：開始・終了場所は、原則として自宅・学校・学童クラブなど、利用者の安全が確保できる場所としてください。駅やバス停等の屋外で待ち合わせを行う場合には、周囲の状況に十分配慮し、安全が確保できることを前提とします。

**Q2：1回のサービス提供時間の制限について**

A：1日の範囲内で要務を終えるものであれば、サービス提供時間に制限はありません。

**Q3：家族が送迎を行い、目的地のみヘルパーが支援する利用方法は可能ですか。**

A：目的地が移動支援の対象となる場所であれば、目的地のみの支援を行うことは可能です。ただし、その利用形態が「預かり行為」に該当すると判断される場合には、移動支援の対象外となります。  
※「預かり行為」とは利用者を一定時間預かること自体が目的になっている利用のことです。

**Q4：移動支援事業所を外出先（目的地）とすることはできますか。**

A：事業所内での預かりに該当するため、原則として移動支援の目的地とは認められません。ただし、外出中に排せつ介助などが必要で、他に適切な場所が確保できない場合など、やむを得ない事情があると判断される場合には対象となる場合があります。

**Q5：障害者手帳を持っている方が、手帳に記載された障害とは異なる理由（例：骨折・加齢など）で移動支援を利用できますか。**

A：一時的な怪我など、手帳に記載された障害と無関係の理由による利用はできません。ただし、加齢に伴う心身機能の低下など、手帳に記載された障害に付随して移動の困難が増している場合は、引き続き手帳に基づく支援として利用できます。  
※ 手帳以外の理由により移動支援の支給決定を受けている方は、この限りではありません。

## II 算定対象となる行為・支援内容に関するQ&A

**Q6：映画館や美容院での待ち時間は算定できますか。**

A：見守りが不要な単なる待機時間は算定対象外です。ただし、安全確保や姿勢保持など、移動支援として必要な支援を行っている時間については算定対象となります。

**Q7：学校行事（遠足・社会見学等）に移動支援を利用できますか。**

A：学校行事は授業の一環として学校側で対応すべきものであるため、移動支援は利用できません。

**Q8：入浴介助は算定対象になりますか。**

A：公衆浴場等での余暇活動としての入浴に必要な介助は算定対象となります。ただし、居宅介護等の入浴介助時間の不足を補うための利用は認められません。

**Q9：プール内での介助は算定対象になりますか。**

A：目的地での移動や排せつ、危険回避のために必要な介助は算定対象となります。一方、水泳指導や遊戯的な活動の補助は移動支援としての介助には該当しません。

**Q10：外出準備中に利用者の体調不良で外出できなくなった場合、準備時間は算定できますか。**

A：外出のための着替えや排せつ等の準備に実際に要した時間については算定できますが、外出中止後の時間は算定対象にはなりません。

**Q11：事業所が企画する行事（旅行・遠足など）で移動支援を利用できますか。**

A：移動支援は、利用者本人の希望による個別の外出を支援するものであり、事業所や運営法人が企画・開催する行事には利用できません。また、他団体が主催する場合でも、事業所職員等が企画や運営に関与している行事は対象外となります。

### Ⅲ 交通手段・移動方法に関するQ&A

**Q12：移動の際にタクシーや公共交通機関を利用することは可能ですか。**

A：タクシー、バス、電車等の公共交通機関の利用は可能です。ただし、交通費（利用者および介助者分）は原則として利用者負担となります。また、乗車中に支援が必要ない時間については算定できません。

**Q13：ヘルパーが自ら運転する車で移動した場合、算定できますか。**

A：ヘルパーが運転している時間は介助が行える状態にないため算定できません。運転時間を除いた、実際に支援を提供した時間のみが算定対象となります。

**Q14：ヘルパー派遣にかかる交通費を利用者から徴収できますか。**

A：事業所の運営規定で定める「通常の事業実施地域」内の派遣については交通費の徴収はできません。地域外への派遣の場合は、事前の説明と利用者の同意がある場合に限り、交通費を徴収することが可能です。

#### Ⅳ 支給量・人員体制・利用制限に関する Q&A

**Q15：複数の事業所を併用する場合、上限時間の管理はどのように行いますか。**

A：複数事業所による利用は可能ですが、支給決定時間を超えて利用することはできません。上限管理は原則として利用者が行いますが、利用者が管理困難な場合は、関係する事業所間で調整するようにしてください。

**Q16：複数のヘルパーによる2人介助は可能ですか。**

A：移動支援は原則として1対1で提供しますが、利用者の行動障害や身体的状況により特に必要と判定会で認められる場合には、2人介助を認めています。この場合、受給者証に2人介助である旨が明記されている必要があります。

**Q17：移動支援に年齢制限はありますか。**

A：支給決定にあたり年齢による制限は設けていません。しかし、未就学児など単独での外出が一般的に想定されない年齢の場合は、原則として移動支援の対象外となります。家族が同伴しても介助が困難な場合や、家族自身の障害等により支援が必要な場合は、支給判定会での審査により利用が認められることがあります。

#### Ⅴ 特例的な取扱いに関する Q&A

**Q18：予防接種は移動支援の対象ですか。**

A：新型コロナやインフルエンザの予防接種時の支援なども対象です。

**Q19：病院内での介助は移動支援の対象となりますか。**

A：院内スタッフが対応しない部分で、利用者の障害特性上必要とされる介助（移動誘導、安全確保など）は対象となります。ただし、単なる待ち時間の付き添いなどは対象外です。

## 4 問合せ先

### (1) 利用相談や申請受付に関すること

---

- すこやか相談支援事業所

- ①. 中部すこやか障害者相談支援事業所

〒164-0011 中野区中央 3-19-1

電話：03-3367-7810

- ②. 北部すこやか障害者相談支援事業所

〒165-0022 中野区江古田 4-31-10

電話：03-5942-5800

- ③. 南部すこやか障害者相談支援事業所

〒164-0013 中野区弥生町 5-11-26

電話：03-5340-7888

- ④. 鷲宮すこやか障害者相談支援事業所

〒165-0033 中野区若宮 3-58-10

電話：03-6265-5770

- 障害福祉課 障害者支援係

〒164-8501 中野区中野 4-11-19 中野区役所 3階 5番窓口

電話：03-3228-8706

### (2) 支給決定に関すること

---

- 障害福祉課 障害者支援係

〒164-8501 中野区中野 4-11-19 中野区役所 3階 5番窓口

電話：03-3228-8706

### (3) 事業全般や事業者の請求、事業所の登録・契約に関すること

---

- 障害福祉課 在宅福祉係

〒164-8501 中野区中野 4-11-19 中野区役所 3階 5番窓口

電話：03-3228-8953

中野区移動支援  
ホームページ

